

蒲郡市モーターボート競走事業公告 第8号

蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり行う。

令和8年9月1日

蒲郡市モーターボート競走事業
蒲郡市長 鈴木 寿明

蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の目的

日本のユニークなエンターテインメントとしてのボートレース周知のため、外国人に向けた誘致企画を実施することで、新規顧客層の獲得と、ボートレース場の国際的な認知度向上を図ることを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務

2 業務内容

別紙蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務委託仕様書のとおりとする。

3 業務実施日

契約日から令和9年2月28日（日）まで

4 契約上限金額

金 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-8503 蒲郡市竹谷町太田新田1番地1

蒲郡市ボートレース事業部事業課宣伝係

電話 0533-67-8296

ファックス 0533-69-0451

電子メール shimanoe-hazuki@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、業務「役務の提供等」、営業種目「映画等製作・広告・催事」又は「旅客業」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停

止の措置を受けていない者であること。

- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1） 1部

参加資格の確認書（様式2） 1部

(2) 提出期限

令和8年9月15日（火）午後5時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）または電子メールにより提出すること。

2 質問の受付及び回答

参加表明にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月7日（月）まで

(3) 担当部局に電話連絡の上、質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和8年9月8日（火）に蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載予定。質問の有無に関わらず確認のこと。

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年9月24日（木）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日から5営業日以内

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

第6 提案書の作成要領

提案者は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書作成に当たっては、次の事項について提案すること。

(1) 企画内容について

(2) 見積価格

消費税および地方消費税についても記載し、その税額を明示すること。

なお、提案書に記載された内容については、特に明確な記載のない限り追加費用を伴わず実施する意思があるものと解するので注意すること。

2 提案書の書式

提案書の提出は、次の書類を添付して行うこと。

(1) 提案書（様式は任意 内容は蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務委託仕様書に沿ったもの）

(2) 業務に係る事業費積算及び見積の内訳（様式は任意）

(3) 旅行業登録証の写し

3 作成上の注意事項

(1) A4版縦型左とじで作成すること。

(2) 見積は業務内容に応じて適宜項目を分け、具体的に記載すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年10月22日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出部数

提案書 1 種につき 1 3 部（正本 1 部、副本 1 2 部）また、PDF データをメールで提出すること。

5 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成 1 0 年蒲郡市条例第 1 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

6 質問の受付及び回答

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第 3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）から令和 8 年 1 0 月 7 日（水）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書（様式 4）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答

令和 8 年 1 0 月 9 日（金）までに随時、質問者または提案者全員に電子メール等により回答する。

第 7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第 8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市モーターボート競走場インバウンド本場誘致企画運営業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 審査項目及び評価基準

提案書により、次の審査項目について審査及び評価を行う。

	項目	詳細	点数
実施体制	業務の取組体制	・業務を円滑かつ確実に実施できる人員、運営体制、及び管理体制が整っているか。	10
企画提案内容	提案内容の的確性	・業務目的を十分に理解し、新規顧客層の獲得とボートレース場の国際的な認知度向上につながる提案となっているか。	30
	提案内容の実現性	・多言語対応につとめ、円滑な業務履行のために必要な手法を含む提案となっているか。	30
	提案内容の独創性	・業務目的の達成に向け、独創性や創意工夫のある提案となっているか。	10
経費	参考見積	・提示された見積金額に基づき評価する。	20

3 受託候補者の特定方法

受託候補者の特定は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により決定する。

なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

4 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

蒲郡市ボートレース事業部の全休日を除き、(1)の通知日から7日間。ただし、受付時間は下記のとおりとする。

レース前日：午後1時から午後8時まで

レース期間中：午後2時から午後9時まで

レース非開催日：午前１０時から午後５時まで

イ 提出場所

第３ 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和８年１１月６日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

５ 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受託者の名称及び所在地

第９ 契約に関する基本事項

１ 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

２ 契約保証金

蒲郡市モーターボート競走事業契約規程（蒲郡市契約規則第２６条の規定を準用）により免除。

３ 契約書作成の要否

要する。

４ 支払条件

完了払いとする。

第１０ その他

- １ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ２ 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ３ 提出された書類は、返還しない。
- ４ 提出された書類は、提出した者に無断で本件以外の用に使用しない。
- ５ 提案企画の一部のみを採用する場合がある。
- ６ いずれの提案企画も採用しない場合がある。
- ７ プレゼンテーションは実施しない。
- ８ 業務実施日は、受託候補者の特定後本市と協議のうえ決定する。

9 最大提案数は、各社1件までとする。

第11 スケジュール

本企画提案の実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明書の提出	令和8年9月15日（火）午後5時
参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請	令和8年9月24日（木）
提案書の提出	令和8年10月22日（木）午後5時
提案書審査結果の通知	令和8年10月下旬予定
契約締結	令和8年11月初旬予定